

平成22年度におけるⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員等 (本府省課長級以上)への任用状況等について

人事院は、「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針」(平成11年 人事院事務総長通知)に基づき、Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の本府省課長級以上の幹部職員等への任用を促すとともに、毎年、各府省における任用状況や登用に対する取組状況等について、全26府省(一部外局等を含む。)を対象に調査を行っています。

今般、平成22年度分の調査結果を取りまとめたところ、その概要は、次のとおりです。

人事院としては、優秀なⅡ種・Ⅲ種等採用職員の能力・実績に基づく登用が推進されるよう、引き続き各府省に働きかけを行うなど環境整備に努めていく所存です。

I 指定職ポスト、本府省課長等への任用状況

平成22年度において、Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員等への新たな任用者数は、指定職俸給表適用官職 9府省19名、本府省課長等 16府省39名、地方支分部局長等 10府省51名の、計109名でした。前年度に比べて、5名増加し、在職者数についても、5名増加しています。(資料①参照)

ただ、ここ数年は、横ばい状態が続いています。

| | 12年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|--------------------------|---------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 指定職俸給表適用官職 | 4府省6名 | 5府省13名 (7府省15名) | 9府省14名 (9府省20名) | 9府省19名 (9府省23名) |
| 本府省課長等 | 14府省29名 | 19府省48名 (22府省93名) | 20府省42名 (22府省93名) | 16府省39名 (22府省93名) |
| 地方支分部局長等 ※ (指定職官職を除く) | 8府省32名 | 10府省55名 (11府省110名) | 11府省48名 (11府省106名) | 10府省51名 (11府省108名) |
| 計 | 18府省67名 | 20府省116名 (23府省218名) | 21府省104名 (22府省219名) | 20府省109名 (22府省224名) |

注1 「計」欄の府省数は、重複計上を避けた府省の数です。

2 ※印欄には、大使・総領事が含まれます。

3 ()内は、各年度末における在職状況を示します。

II 各府省における登用推進の取組状況

各府省において、Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の登用推進のために行われている育成等の取組は、次のとおりです。

1 多様な経験等を通じた育成のための人事配置等（資料②参照）

- 従前Ⅰ種採用職員が就いていた企画立案等のポストへの任用 17府省(13府省)
- 出向ポストの拡大 9府省(10府省)
 - (例)・府省間人事交流の実施 (在外公館への出向を含む)
 - ・地方公共団体への出向 等
- その他 7府省(5府省)
 - (例)・係長・課長補佐への抜てき昇任の実施 等

注 ()の数字は平成21年度の府省数です。

2 研修

(1) 人事院の実施する行政研修（特別課程）への参加

人事院は、前記の指針に基づき、計画的育成者（Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員のうち意欲と能力のある優秀な者で、幹部登用に向けて計画的に育成するために各府省が選抜したもの）を対象に、平成11年度から行政研修（特別課程）を実施しており、逐次拡充しています。平成22年度における受講者数は298名で、前年度に比べて41名増加し、その実施状況は、次のとおりです。（資料③参照）

| | |
|---------------------------|-----------|
| 課長補佐級特別課程 (平成12年度から実施) | 22府省 75名 |
| 係長級特別課程 (平成11年度から実施) | 22府省 118名 |
| 係員級特別課程 (平成17年度から実施) | 22府省 105名 |
| 計 | 24府省 298名 |

注1 「係員級特別課程」については、計画的育成者のほか、選抜候補となる成績優秀者を対象としています。

2 「計」欄の府省数は、重複計上を避けた府省の数です。

(2) 行政官短期在外研究員制度を利用した海外研修への派遣等

行政の国際化に対応し得る基礎的素養を身に付けさせるため、平成12年度より行政研修（係長級特別課程）の修了者の中から選抜した者を外国の政府機関等に派遣しています。平成22年度は、3府省4名の職員が1年間米国に派遣され、調査研究に従事しました。

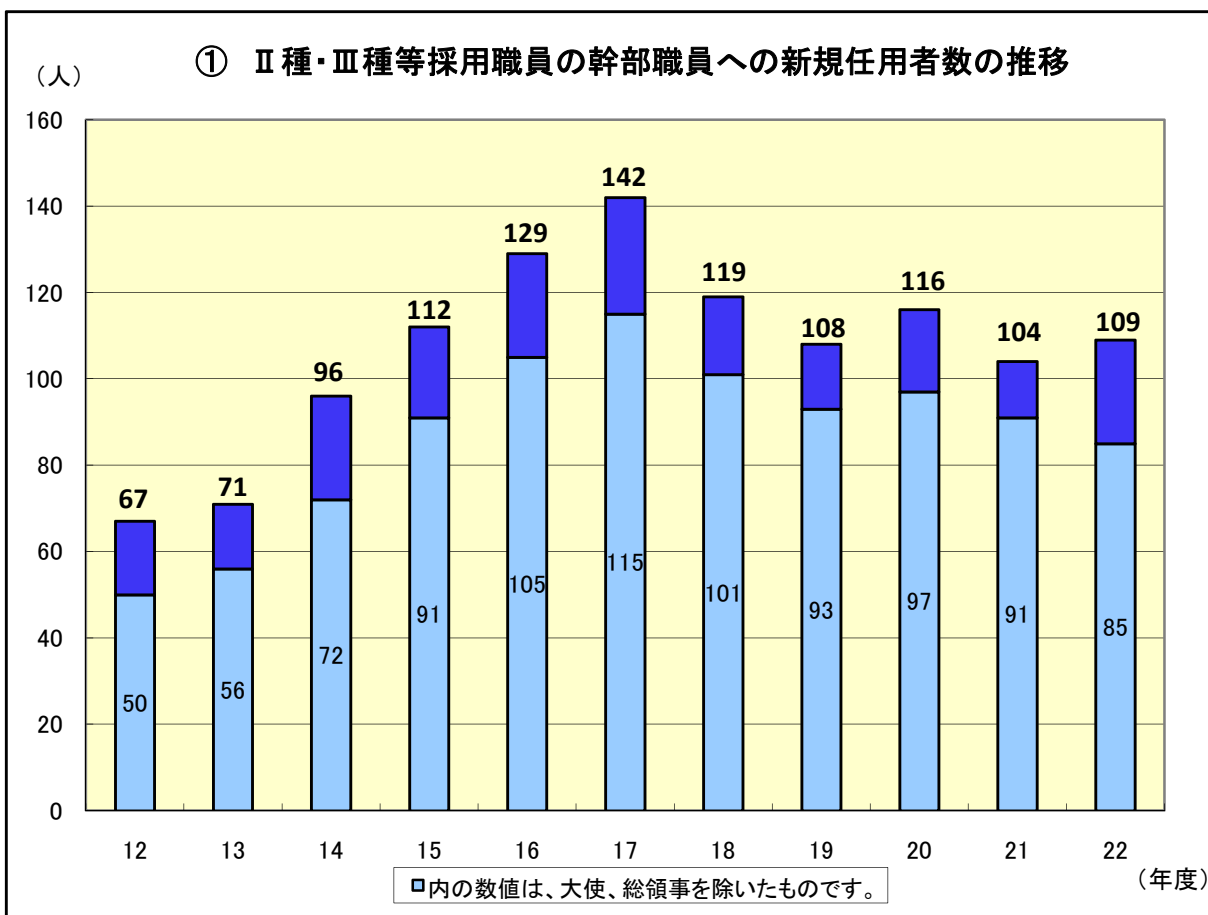
以 上

| | | |
|------------------|---|-------|
| 問 合 せ 先 | 人材局企画課長 | 福田 紀夫 |
| | 人材局企画官 | 鈴木 敏之 |
| | 企画課 主任人事交流企画官 | 渡辺 二郎 |
| | 電話 代表03-3581-5311(内線2313) 直通03-3581-7722 | |

平成22年度 II種・III種等採用職員の任用状況等

① 新たな幹部職員への任用

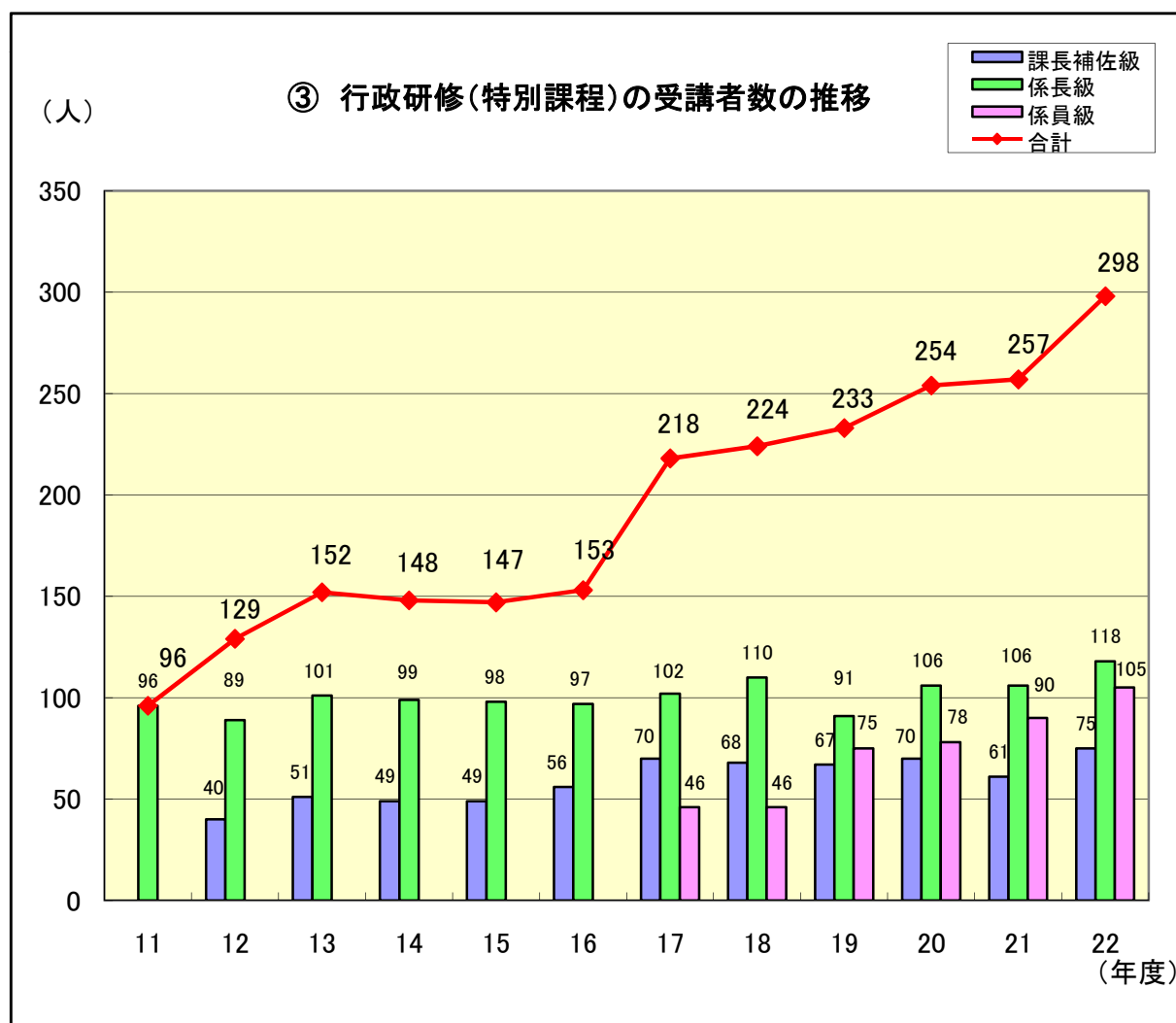
| | 実施府省(該当人数) |
|--------------|--|
| ①指定職 | 人事院(1)、総務省(1)、法務省(8)、公安調査庁(3)、財務省(2)、国税庁(1)、厚生労働省(1)、経済産業省(1)、気象庁(1) (9府省19名) |
| ②本府省課長等 | 会計検査院(5)、人事院(1)、内閣法制局(3)、内閣府(5)、金融庁(1)、総務省(5)、法務省(2)、公安調査庁(2)、財務省(3)、国税庁(2)、文部科学省(1)、厚生労働省(4)、経済産業省(1)、特許庁(2)、国土交通省(1)、海上保安庁(1) (16府省39名) |
| ③地方支分部局長等 | 人事院(2)、公正取引委員会(2)、警察庁(3)、総務省(1)、法務省(6)、公安調査庁(2)、財務省(1)、国税庁(2)、厚生労働省(8) (9府省27名) |
| ④その他(大使・総領事) | 外務省(24) |



② 多様な経験等を通じた育成のための人事配置等

| 取扱いの例 | 実施府省(該当人数) |
|--|--|
| 従前I種職員が就いていた企画立案等のポストへの任用 | 会計検査院(1)、人事院(1)、公正取引委員会(7)、警察庁(7)、金融庁(3)、総務省(4)、法務省(1)、外務省(15)、財務省(20)、国税庁(1)、文部科学省(1)、厚生労働省(3)、農林水産省(3)、経済産業省(8)、気象庁(1)、海上保安庁(1)、環境省(1) |
| 出向ポストの拡大 例:府省間人事交流(含む在外公館) 地方公共団体への出向等 | 内閣法制局(1)、公正取引委員会(1)、金融庁(4)、公安調査庁(1)、外務省(1)、厚生労働省(15)、農林水産省(3)、特許庁(1)、気象庁(4) |
| その他 例:係長・補佐への早期昇任の実施 「抜てき人事制度」による登用等 | 会計検査院、人事院、公正取引委員会、金融庁、公安調査庁、経済産業省、気象庁 |

③ 行政研修(特別課程)の受講者数の推移



「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針」の骨子

I 登用の基本的考え方

- ・ Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用を着実に推進していくためには、各省庁において、Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員のうち意欲と能力のある優秀な者を早い時期から選抜し、計画的に育成していくことが肝要。

II 選抜の実施

- ・ 各省庁は、その実情に応じ、人事院の提示する評価の方法の中から選択した方法により、Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員のうち意欲と能力のある優秀な者で幹部登用に向けて計画的に育成しようとするもの（計画的育成者）を選抜。
- ・ 選抜のための評価を行うに当たっては、必要に応じ、人事院が提示する「共通の評価基準モデル」を参考とする。

III 計画的な育成

- ・ 計画的育成者については、各省庁の実情に応じ、多様な経験等を通じて計画的な育成に努める。
- ・ 人事院は、係長段階及び課長補佐段階における計画的育成者が受講する行政研修（係長級特別課程）及び行政研修（課長補佐級特別課程）を実施。各省庁は、計画的育成者について、その段階に応じた研修を受講させるよう努める。
- ・ 各省庁は、人事院が上記の研修を活用して省庁横断的な視点から行う研修受講者の能力・適性に関する評価を当該研修受講者のその後の計画的育成に当たって参考にする。
- ・ 計画的育成者の人事管理については、官房人事担当部局等においてⅠ種採用職員の人事管理と調整しつつ、一元的に人事運用。

IV 着実な登用促進のための方策

- ・ 各省庁は、この指針を踏まえ、育成計画についての基本方針を策定。
- ・ 研修受講者については、人事院において継続的に把握。各省庁との間で緊密な連携。
- ・ 登用状況等に関する情報交換等の場として、連絡協議会を定期的に開催。
- ・ 登用状況等については、人事院において、必要に応じ公表。

V その他

- ・ 各省庁は、年齢等により計画的育成者として人事院が実施する行政研修を受講できない職員についても、能力・適性についての評価を行い、意欲と能力のある優秀な者の積極的な育成や幹部職員への登用の推進に努める。